

# 教育資金一括贈与に関する領収書等明細一覧兼チェックシート

年 月 日 教育資金贈与預金払戻分

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金」（後記《教育資金について》ご参照）として支払ったことに相違ありません。	お客さまチェック欄
	<input type="checkbox"/>

《お客さまご本人についてご記入ください》（お客さまが未成年の場合、親権者さま欄もご記入願います）

	お客さま（ご本人）	親権者さま（お客さまが未成年の場合）（注）
口座番号		
署名（氏名）		
生年月日（年齢）	年 月 日（ 歳）	
住所又は居所		
電話番号		

（注）親権者さま欄の「住所又は居所」「電話番号」は、お客さま（ご本人）と同一の場合、「同左」とのご記入で構いません。

## 1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧（領収書等についてご記入ください）

支払先の氏名	支払先の住所（注1）	摘要（支払内容）	支払日/期間	領収書等枚数	金額
<b>学校等への支払金額合計（ = ）</b>				枚	円
支払先の氏名	支払先の住所	摘要（支払内容）	支払日/期間	領収書等枚数	金額
<（イ）塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払った場合>（注2）（注3）					
<（ロ）学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払った場合>					
<b>学校等以外への支払金額合計（ = ）</b>				枚	円
<b>総合計（ = + ）</b>				枚	円

（注1）学校等への支払で、支払先の住所が不明な場合は、記入不要です。

（注2）「摘要（支払内容）」欄には、その内訳（例「 月分 料として（ 回または 時間）」等）についても転記してください。

（注3）「支払日」がお客さま（ご本人）の23歳達齢日翌日以後の場合、教育訓練給付金支給対象の教育訓練受講費用のみ非課税対象。

**裏面もご記入ください**

## 2. 今回ご提出いただく「1.」の「領収書等」チェック表（該当する回答を で囲んでください）

チェック項目		お客さまご回答欄		担当者確認印
(1)	「1.」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ	
(2)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」(注 1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注 2)に直接支払ったご資金ですか。 (注 1) 租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 関係法令で定める教育資金 (注 2) 租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 関係法令で定める学校等または学校等以外の者	はい	いいえ	
(3)	「学校等以外の者」への支払のうち、「1.」の「(イ)」に該当するものがある場合、「支払日」は、お客さま(ご本人)の 23 歳達年齢日以前のものでしょうか。 (注) 23 歳達年齢日の翌日以後は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用のみが非課税対象となります。	はい (該当なし)	いいえ	
(4)	(「領収書等」のうち領収書について)			
	領収書には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注) 資金使途(例「代として」)の記入が必要。また、「1.」の「(イ)」の領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「月分(回または時間)」)についても記載されている必要があります。	はい (該当なし)	いいえ	
	領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい (該当なし)	いいえ	
(5)	(「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」(注)について) (注) 「支払の事実を証する書類」は、文部科学省の Q&A(Q5-3)で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。			
	「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注) 資金使途(例「代として」)の記入が必要。また、「1.」の「(イ)」の領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「月分(回または時間)」)についても記載されている必要があります。	はい (該当なし)	いいえ	
	ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか(過去提出分を含む)。	はい (該当なし)	いいえ	
(6)	「1.」の「(ロ)」の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注) 年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	はい (該当なし)	いいえ	
(7)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注) 「請求書」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい (該当なし)	いいえ	
(8)	「領収書等」に記載の金額に、振込手数料は含まれていませんか。 (注) 振込手数料は「教育資金」の対象外となりますので、ご注意ください。	はい (該当なし)	いいえ	
(9)	「領収書等」に記載の支払年月日は、本口座へお預入れした日以降ですか。	はい	いいえ	
(10)	「領収書等」は、当該領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日までに提出されていますか。(1 年後の応答日の前日までが期限となります。) (注) 期限経過後の「領収書等」は、教育資金の非課税措置を適用できません。	はい	いいえ	

(注) 「(3)」、「(4)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要(支払内容)や支払先の住所(所在地)が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要(支払内容)や支払先の住所(所在地)を記載し、受贈者自身が署名押印をすることにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。

(教育資金について)

・非課税措置の制度概要と非課税となる教育資金の範囲や学校等の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

・非課税措置の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は、文部科学省または税理士にご確認ください。

また、非課税措置に関し、教育資金の範囲や学校等の範囲以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

(銀行使用欄)

受付日	受付店	検印	受付印

(契約終了した日の属する年の翌年 3 月 15 日より 6 年間保存) (223-035 帳票様式集収録 A M 2019.7 改正)